

し上げます。

御承知のとおり、一般家庭等に設置される一般用電気工作物については、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律によつて、その保安の確保が図られております。しかしながら、これら両法律の規制対象となつてないビル、工場等に設置される自家用電気工作物の現状を見ますと、電気工事段階での作業不良に起因して、広範囲な停電を誘発する事故が多発いたしております。このような事態を放置することは、高度情報化社会を迎え、極めて高い質の電気供給を必要とする我が国経済社会にとって重大な問題であります。

本案は、このような事態に対処し、自家用電気工作物の電気工事段階での保安を抜本的に強化する必要があることにかんがみ、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四党の合意に基づき起草案を得、七月二十九日全会一致をもつてこれを成案とし、商工委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、電気工事士法については、

第一に、自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事する者を、第一種電気工事士その他の有資格者でなければならないものとすること、

第二に、現行の電気工事士を一般用電気工作物に係る電気工事のみに従事できる第二種電気工事士とし、新たに自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事できる第一種電気工事士の資格を設けること、

次に、電気工事業の業務の適正化に関する法律について、

第一に、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を管もうとする者に対し、事業開始の事前通

務に係る電気工事については、第一種電気工事士の使用を義務づけること、

工事業の業務の適正化に関する法律によつて、その保安の確保が図られております。しかしながら、これら両法律の規制対象となつてないビル、工場等に設置される自家用電気工作物の現状を見ますと、電気工事段階での作業不良に起因して、広範囲な停電を誘発する事故が多発いたしております。このような事態を放置することは、高度情報化社会を迎え、極めて高い質の電気供給を必要とする我が国経済社会にとって重大な問題であります。

第一に、法律の施行日を公布の日から一年後とするとともに、自家用電気工作物の工事に従事する者を第一種電気工事士等に限定すること等について、法施行日から二年間は適用しないこと、

第二次に、現在、電気工事士の資格を持つている者等について、一定の条件を満たした場合、第一種電気工事士の資格を取得することができるものとすること

等であります。

以上であります。

何とぞ、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、本案は可決いたしました。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)の趣旨説明

百八回国会、内閣提出の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、第百八回国会、内閣提出、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣栗原祐幸君。

〔國務大臣栗原祐幸君登壇〕

○國務大臣(栗原祐幸君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。

大臣栗原祐幸君。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会、内閣提出)及び防衛

庁職員給与法の一部を改正する法律案(第

百八回国会、内閣提出)の趣旨説明

百八回国会、内閣提出の趣旨説明に対する

初めに、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたしました。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊二百三十人、航空自衛隊二百六十七人、統合幕僚会議四人、計五百十人増加するものであります。これらの増員は、海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自衛隊については、航空機の就役等に伴うものであります。また、統合幕僚会議については、日米防衛協力の推進等のためのものであります。

次いで、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛隊の予備勢力を確保するため、陸上自衛隊の予備自衛官十人、海上自衛隊の予備自衛官二百人、航空自衛隊の予備自衛官三百人、計千五百人を増員するものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、予備自衛官手当について、その月額を現行の三千円から四千円に改定するものであります。現行の月額は、昭和五十四年に定められたものであります。その後の経済情勢の変化等にかんがみ、これを改定することとしたものであります。

以上が防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○ 船田元君の質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。船田元君。

〔船田元君登壇〕

○船田元君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について断固として賛成する立場から、また、我が国の防衛、安全保障の基本にかかる諸点について、総理並びに関係大臣に質問いたします。(拍手)

我が国の独立を維持し、平和と安全を守ることが国家として最も重要な責務であることは申し上げるまでもありませんが、さらに、国際社会における西側陣営の一員としての我が国の地位が著しく高まつた今日、世界的視野に立つて国際社会の平和と安全の強化に貢献することが我が国に強く求められています。

まず初めに、国際情勢に關して伺います。

現下の国際情勢は、軍備管理・軍縮交渉への努力が続けられており、依然として厳しいものが

力増強と、これを背景とした勢力拡張の動きや地

域的紛争の継続により、依然として厳しいものが

あると思われます。こうした中で、東西両陣営の間ではさまざまな核軍縮の提案が行われ、軍縮のための努力が続けられています。しかししながら、從来、東西間の核軍縮交渉では、ヨーロッパ地域での核兵器削減問題が大きな焦点となり、極東地域における核兵器削減の問題が取り上げられることは少なかったと思われます。しかし、先ごろレーガン大統領が主張していたINFの地球規模のダブル・ゼロオプションにソ連側が歩み寄る姿勢を見せたと言われております。我が国としてはこの問題は極めて重要であり、今後とも注目していかなければなりませんが、これら核軍縮交渉に対する総理的基本的認識を伺います。

また、これに関連して、我が国周辺、極東にお

ける軍事情勢、特に極東ソ連軍の動向について、防衛廳長官の認識を伺います。

また、核軍縮に関連して米国が推進している戦略防衛構想、いわゆるSDIは、それ自体非核の兵器であり、また究極的な核兵器の廃絶を目的とするものであって、西側陣営全体の安全保障にとっても極めて重要であります。このような意味から、先ごろ我が国と米国との間で、SDIへの我が国の研究参加に関する政府間取り決めが結ばれたことは、世界の核軍縮に対する我が国の貢献という点から画期的な意義を持つものと考えますが、この問題に対して総理及び防衛廳長官ほどのよう評価されておられるか、伺います。

先般のいわゆるココム違反事件は、西側陣営の一員としての我が国の地位が著しく高まり、国際社会の平和と安全の強化に貢献することが我が国に強く求められている中での出来事であり、西側陣営全体の安全保障にとって極めて重大かつ深刻な打撃を与えた上に、何よりも我が国の中の信頼と威信とを傷つけることになります。そこで、まず、この問題に対する総理の基本的認識を伺います。

また、今後このような事案が再発することは絶対に防止しなければならないと思いますが、今後再発を防止するためにいかなる措置をとるのか、伺います。

さらに、この問題は、潜水艦探知能力との関係で我が国自身の防衛にとっても極めて重大な問題であると思われますが、このような点から、防衛府長官に対し、この問題に対する基本的認識及び今後どのように対応されるかについて伺います。

次に、防衛力整備の問題について伺います。

政府は、本年一月、従来のいわゆる防衛関係費GNP 1%に関する閣議決定を廃止し、新たに今後の防衛力整備に係る新たな指針についての閣議決定を行いましたが、これは今後の防衛力整備の指針としてまことに適切なものであり、評価すべ

きものであります。

そこで、まず、この閣議決定を踏まえ、今後どうぞお答えください。

我が國の平和と安全は、ひとり自衛隊のみで全うし得るものではなく、防衛問題に対する広範な国民の理解と支持に立脚すべきものであり、戦後四十余年を経過した今日、国民の大多数は我が國の防衛政策に対する理解と支持とを表明している

う背景はどこにあるかということを考えてみますと、これは一日にして成ったものではございません。考えてみますと、ソ連はSS 20を大量にソ連領域内等に展開をいたしました。それによつて西

システィムの性能向上について検討の上、必要な措置を講ずる」とされておりますが、検討の現状と今後の見通しについて伺います。

さらに、「支援戦闘機(F-1)の後継機の整備について検討の上、必要な措置を講ずる」とされ

ております。このいわゆる次期支援戦闘機F-SX

の問題は、今や単なる機種選定の域を超えて、日米

の大きな問題となりつつあるよう思われます

が、F-SX の検討の現状と今後の見通しについて

防衛廳長官に伺います。

ところで、栗原長官は、御着任以来、防衛力のうちで隊員の待遇の現状について見ますと、隊員

のうちで隊員の待遇の現状について見ますと、隊員

防衛局設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する船田元君の質疑

五
九

ものがレイキャビクで行われました。

しかし、その後、非常に不安定な時期を経まして、ソ連側もいろいろ検討もしたのでございましょう。いずれにせよ、最近こういう結果が出てきましたことは、やはり我々がここで主張しまし

たように、車両管理といふものは同じカテゴリーのものでその交渉は行われているということ。それから、同じように見合ってレベルダウンをしていく、そういう形で交渉が進められていることは確認されたと思うのであります。

いうふうに考えておりますが、それ以上に我が國の安全保障自体に対する重大なる危害を与える可能性を持つておるのであります。そういう意味においては、我が国民に対する重大なる脅威行為を行ったということを我々は考えなければならぬのであります。我々は、この問題につきましては、現在、政府、党を挙げまして対処する対策を講じております。近く外為法の改正等一連の措置を御提案申し上げる次第でございます。

なお、そのほかに、防衛廳を含む閣僚會議の設

めまして、通常兵力まで含めまして、ソ連軍の四分の一から三分の一」というものが増強され、かつて質のいいものができてきておる、こういう事態は御案内のとおりでござります。しかも、我が国は北方四島におきましても御案内のような状況でございまして、私どもはソ連のかかる行動に対しまして重大な関心を持っているところでござります。

次に、SDIでございますが、これは総理大臣からお話をあったとおりでございまして、私はそ

上について検討の上、必要な措置を講ずる。」
うようになります。今検討の最中でございま
まして、この段階で結論を出すことはでき
ないのでございまして、御了承いただきたいと申
います。

それからF.S.X.でござりますけれども、これま
で御指摘のとおり大変重大な問題でござります。陸
海軍といたしましては、今まで申し上げたとおな
り、米国との共同開発を含む開発、現有機の転用
及び外國機の導入、二つの選択肢でやつておりま
す。

号 外)

官 報

持ったわけでござります。我々は、これは我が国が平和憲法に背馳するものではないので、これを支持してきたものでござります。そういう意味でございまして、今後ともこのSDIの問題につきましては深甚の注目を払いつつ、先般ことで申し上げましたように、日本の研究参加の問題についても、我々は慎重にこの問題に対処してまいりたい、そう考えておるわけでござります。

○國務大臣(栗原祐幸君)　船田さんにお答えをいたします。
〔國務大臣栗原祐幸君登壇〕

今、総理からお話がありましたとおり、INF等につきましては明るい兆しが出ておりますけれども、しかし、御指摘の我が国周辺あるいは極東ソ連軍、そういうものに対する認識というものはやはり厳しいものがあると思います。

我が国周辺では、米ソ、中ソ、朝鮮半島における南北の対峙、そういう問題がござりますし、極東ソ連軍について言うならば、核並びに非核を含

廢止するそのINFの換装の問題等が残っておりますが、これらについても我々は重大なる関心を持つて見守ってまいります。

SDIの問題につきましては、前から申し上げましたように、レーガン大統領は非核の高度の防御システムによって長距離弾道弾を無力化して、究極的には核兵器のない世界をつくるう、非核の防御兵器体系に転換しようという画期的な発想を

防衛は自衛隊のみによって行われるものではなく、国民の御支持、それと同時に、外交政策等を含む広範な総合安全保障のもとにこれは完遂されなければならない、自衛隊はその一部である、そう考えまして、自衛隊の充実に努力してまいります。もとより、我々が憲法のもとに節度ある防衛力を築いていくということは申し上げているところです。

ごとに申し上げておりますが、いわゆる「防衛隊」というものをつくるて、その中期防を計画的、継続的にやっていく、後方と正面とのバランスをとっていく、本当に充実した自衛隊というものをつくらなければならぬということであつております。次に、護衛艦の対空ミサイルシステムの性能向上でござりますけれども、これは御案内のおおり、最近における航空機の性能向上や長射程のミサイルの出現等を考慮いたしまして、中期防において「護衛艦の対空ミサイル・システムの性能向上

○議長（原健三郎君）　上原康助君。
〔上原康助君登壇〕
○上原康助君　私は、ただいま趣旨説明がなされ
ました防衛関係法案に對し、日本社会党・護憲共
同を代表して、中曾根總理初め関係大臣に質問いた
します。
本論に入る前に、昨日のロッキーード裁判控訴審
判決について伺います。

公務員の最高地位にある總理大臣の犯罪として、田中元首相に対し再び実刑判決が下されました。元首相の盟友として、中曾根總理などのように受けとめておられるのか。抜本的な政治倫理確立のための措置とあわせて明確な答弁を求めます。

初めに、私は、我が国防衛力整備の基本にかかる「防衛計画の大綱」と中期防衛力整備計画の関係についてただしてみたいと存じます。

總理、政府は、一九七六年十月に、ポスト四次防として基盤的防衛力構想という新しい考え方を取り入れた「防衛計画の大綱」を閣議決定いたしました。そして今日までこの大綱に基づいて防衛力の整備がなされてきましたが、大綱の基本とともにべき基盤的防衛力構想は完全になし崩しにされてしまたと言わざるを得ません。

この構想の特徴は、脅威対応論の立場をはつきりと否定した防衛戦略であります。ところが、中曾根内閣は、一方で基盤的防衛力構想を堅持すると言ひながら、実質的には米国の対ソ戦略を後押しどうやら脅威対応論に立った防衛力の整備を進め、大綱にある正面装備の整備目標などいわゆるうまみのある部分だけを中心に、防衛力の増強を図ってきたことは紛れもない事実であります。

本来、基盤的防衛力構想、「防衛計画の大綱」、防衛費の1%枠は三位一体の関係にあり、これらが防衛戦略、防衛政策、防衛コストを形成して、防衛力の肥大化を抑える歯どめの役割を果たすべきはすであったのであります。ところが、中曾根内閣は、軍備増強への足かせとなっていたこの三位一体の歯どめを取り払うためにあらゆる手段を使してきました。その結果が、1%を破棄したことであり、残りの基盤的防衛力構想や「防衛計画の大綱」をも公然と放棄することを画策したのであります。

そこで、次の基本的な諸点をただしておきたい。それは、我が国の防衛力整備の基本は何かと

いうことです。政府は現在でも基盤的防衛力構想を遵守しているのか。目標としている防衛力の整備は平和時の防衛力以上のものを目指しているのか。

その二是、政府はこれまで、大綱水準の達成が目標で、別表を含む大綱の見直しは考へないとの見解を繰り返し強調してきましたが、一九八五年九月閣議決定された中期防衛力整備計画は、質、量、予算面とも明らかに大綱を上回っております。したがって、大綱は実質上改定されたものと見られるのが妥当ではないのか。それを否定するならば、そもそも達成すべき大綱水準とはいかなるものなのか。さらに、政府は、中期防後も大綱は見直さないと確約できますか。

その三是、中期防で防衛力整備のあり方を再び五年間の総額明示方式に切りかえた理由は何か。また、五年間の総額十八兆四千億円を確保するためには、防衛費の平均伸び率は七・九%と試算されています。日下の財政経済状況下で、引き続きの防衛費の突出が可能か。総額の減額修正も考えておられるのか、それとも総額をさらに上回ると見ているのか。

その四是、中期防以降、すなわち一九九一年か

らの防衛力整備のあり方をどうするのか。引き続き五年間の総額明示方式をとるのか、それとも單年度方式に戻すのか。

その五は、軍事費の定量的歯どめの必要性を認め、再びG.N.P.1%枠を尊重していくお考えがあるのか。当面、次年度の防衛予算をいかよう考へておられるのか。大蔵省は、うところの六・七%要求を認めるおつもりなのか。

以上の諸点について、明確かつ具体的な答弁を求めてお尋ねいたします。(拍手)

次に、中期防衛力整備計画と防衛改革委員会の研究についてお尋ねいたします。

現在、防衛庁が防衛改革委員会のもとに設置している洋上防空体制研究会及び陸上防衛態勢研究会と中期防とはどのような関係にあるのか、また

三自衛隊の基幹部隊の再編・統合等もやるうとしているのか。

また、大綱には洋上防空という概念はなかつた。これは中期防に初めて登場した概念であります。防衛庁は、この洋上防空確保のため、シーレーン防衛の一層の拡大、そのためのP-3Cの百機体制、OTHRレーダー、早期警戒機の導入、要撃機の追加、エイジス護衛艦など巨額を要する装備の調達を計画しております。これらの高価な攻撃的兵器を次々と装備しようとすることは、大綱

水準を大きく逸脱しているばかりか、専守防衛の

枠組みを踏み越え、憲法をも全く否定した集団的

武力行使への道を開く際限なき軍拡路線にはかな

りません。政府は、大綱と中期防のこれらの矛盾

点をいかように説明しようとするのか、總理と防

衛廳長官の御見解を求めるものであります。

さて、中曾根内閣誕生後、五年近い今日までの

政治の足跡は、文字どおり日米の軍事同盟を強化

しつつ、東側陣営を敵対視し、日本の軍事強化に

一段と磨きをかけようとするものでしかなかつた。このことは、しばしば指摘されてきましたよ

うに、国民生活と密接にかかわりのある予算は軒

並み大幅に削減しながら、軍事費だけは実に三

六%も異常なほど突出させてきたことを見ても明

らかであります。

そして、中曾根内閣の致命的軍拡志向は、日本

が軍事大国にならないあかしとして、三木内閣が

一九七六年に決定し、自來年にわたって堅持さ

れ国民的合意となつていた防衛費の対G.N.P.1%

枠をしりぞむに突破させたばかりか、宇宙への核

字は、日米間の経済摩擦、貿易不均衡のみで生じたものではありません。これは積年の米国

自体の内政、財政、外交面の諸政策の失政にも大

きく影響していることは明らかであります。米国

のやるべきことを棚に上げて、目に余る日本た

たきを反復していることを断じて黙視するわけに

はまいりません。(拍手)

日本国民は、米側の言い分に耳を傾ける見識と

冷靜さを持つべきだが、議事堂前に報道関係者を

集めて、日本の電化製品をたたき壊す愚劣な行動

を容認したり、内政干渉がましいことをされて

はまいりません。

安保体制やココム違反を質にした米国とのよ

うな対日姿勢は、歴代自民党政府、とりわけ中曾

根内閣の過分な対米約束と決して無関係とは言え

ないであります。(拍手)次期F.SX問題など、

外務大臣の決意のほどを伺うものであります。

次に、予備自衛官の件についてお尋ねをいたし

ます。

予備自衛官を千五百人も増員しなければならな

い理由をもつと説明された。あわせて、陸上防

衛態勢研究会で検討されている今後の予備自衛官

制度の内容についても明らかにしていただきた

い。自衛官未経験者を採用することによって予備

自衛官の大幅増員をもくろんでいるようだが、そ

の目的は何か。法的措置を含めて明確な答弁を求

めます。

次に、在沖米海兵隊のクラブ従業員の大量解雇

問題について重ねてお尋ねいたします。

既に明らかかなように、今回の解雇通告は、すべ

ての在日米軍日本人従業員の雇用の根幹を揺るが

す重大問題であり、雇用主である政府の責任も極

昭和六十二年七月三十日 衆議院会議録第八号

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する上原康助君の質疑

めて重いと言わなければなりません。しかも、去る一〇八国会で、最近の日米両国を取り巻く経済情勢の変化、すなわち円高・ドル安によって、在日米軍経費、なからんずく労務費が急激に逼迫している事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図るために特別協定が承認され、新たに百六十五億円余の日本側負担が追加されたやさきであります。したがって、今回の解雇通告は、特別協定の基本理念と政府間合意の信義をも踏みにじる暴挙だと断ぜざるを得ません。

解雇通告は遺憾であるとか、ウニップ海軍長官に再検討を求める程度で済ませる問題ではないのです。なぜ白紙撤回を求めることができないのですか。解雇通告がなされから既に一ヶ月にもなんなんとするが、政府はこの理不尽な不当解雇をどのように撤回させようとしているのか、これまでの経過と今後の見通しについて、総理並びに関係大臣の明確な答弁を求めます。

加えて、政府に何度でも訴えたいことは、復帰して十五年たつても、狭い沖縄に日本全国の米軍専用基地の七五%が集中して存在し、核搭載機B-52のたび重なる飛来、激しい爆音、米軍、自衛隊の演習による相次ぐ事件、事故等によって、沖縄県民は今なお軍事基地の重圧に痛めつけられておりま

総理、一体沖縄は国策によつていつまで重い犠牲を背負つていかねばならないのですか。沖縄が日米安保のくびきから解放されるときは来るのですか。せめて、危険きわまる軍事演習やB-52の飛来をやめさせるとか、筋の通らない解雇を撤回させることもできないのですか。総理の誠意ある答弁を求めるものです。

さて、一步誤れば大惨事につながる米軍並びに自衛隊による事件、事故が青森県、沖縄県と相次いで起きております。特に沖縄本島周辺は、陸海空ともまさに戦場となる様相を呈しております。去る二十三日には、那覇の南東百三十キロの海上で、マグロはえ縄漁船がミサイルのような爆

發物の被害を受ける事件が起きました。自衛隊機と推定されるが、真相はいまだに解明されておりません。それだけでも県民に不安と恐怖を与えたのに、今度はまた、二十七日午後八時過ぎ、那覇の北西約百キロの海上で、マレーシア船籍の貨物船が、米海軍のF/A-18ホーネット戦闘爆撃機が発射したロケット弾の被弾を受け、乗組員一人が重傷を負い、船は自力航行ができなくなる事件が起きております。

総理、相次ぐこの二つの事件は何を物語つておられますか。沖縄の空と海もまだ返還されないのであります。沖縄近海の上空には、沖縄本島を取り巻くように大小十五の米軍訓練空域が設定され、当然のことながら、その影響は海域にも及んでおります。この米軍が訓練をする空域で一部を航空自衛隊が共用している。したがって、自衛隊が加わった分、沖縄の空と海の危険性は復帰前よりも増しているのです。

しかも、明らかに米軍から自衛隊による事件、事故であるにもかかわらず、因果関係を否定したり隠ぺいしようとする言動があることは、これまた絶対に許せるものではありません。また、自衛隊の事件、事故である場合、制服がびほう策を講じようとする態度は、シビコンの面からも極めて重大と言わねばなりません。危険きわまりない軍事演習の即時中止と真相の解明、沖縄周辺の訓練空域の解放を強く求めるとともに、両事件に対処する総理並びに関係大臣の御見解を伺うものであります。

最後に、総理は、去るベネチア・サミットでINFのアラスカへの新たな配備をレーガン大統領に提案し、そのタカ派ぶりを遺憾なく発揮してみせました。しかし、ゴルバチョフ・ソ連書記長の新提案によってその必要性はなくなりました。このことは、総理のパリティ論理がいかにひとりよがりのものであつたかを証明しております。

総理、今や反核・軍縮は天の声であり、世界人

類の切実な要求となつております。被爆国日本の

首相として、米国のみに肩入れすることなく、すべての核兵器をこの地球上から廃絶することこそが、(拍手)米ソの二大核超大国の果てしない核軍備を抑制してきた日本の選択がいかに賢明であつたかがわかるし、我が党が果たしてきた役割が大きかったことを物語つております。先行き不安があるとはいえ、今こそ日本はこの崇高な教訓を生かし、憲法の理念に基づいた戦後民主主義体制を持続していくべきであります。

総理、お得意の日本の国際的役割分担も理解できないこともあります。西側、特に米国との軍事同盟による役割分担でなしに、ソ連、中国、朝鮮民主主義人民共和国など体制の異なる諸国とも共存共栄していく道こそ、国際国家日本としての役割でなければなりません。(拍手)米ソの核廃絶、軍縮への機運が高まりつつある今、米ソの包括的軍縮交渉を成功させ、米ソ首脳会談が早期に実現することによって新たな国際平和秩序を確立することこそ、緊急にやるべき重要な外交課題だと考えますが、総理並びに外務大臣の御見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 上原議員にお答えをいたします。

まず、ロッキード判決に関する感想でございま

すが、判決は厳肅に受けとめまして、政治倫理の向上に一層努力いたしたいと思う次第です。我が国は國防衛力整備の基本方針でございますが、前から申し上げておりますように、平和国家の理念に基づきまして、専守防衛、外國に脅威を与えるような攻撃的兵器を持たない、そして基盤的防衛力整備の方針を基本にして、「防衛計画の大綱」あるいは現在やつておる中期五年計画の実施に努力しておるというのが考え方でございます。

この大綱と中期計画につきましては、前から申

す。また、陸上防衛態勢につきましても、我が国地理的特性、将来的軍事科学技術、陸上兵器体系の趨勢、こういったものをもととして研究をするということございます。

それから、御質問がいろいろ重複されておりますので、大体そういうことだらうと思いますが、次に、予備自衛官の員数増についてお答えをいたします。

予備自衛官は、防衛出動において自衛隊の実力を急速かつ計画的に確保することを目的として逐年整備してまいっているところであります。今回の改正法案においては予備自衛官千五百人の員数増をお願いしておりますが、このうち、陸上自衛隊の千人は有事の後方警備要員、海上自衛隊の二百人は主に後方支援の要員、航空自衛隊の三百人は主に基地防空部隊の要員にそれぞれ充てているものでございます。

次に、米海兵隊クラブの人員整理の問題についてお答えをいたします。

これは、私は衆参の予算委員会でも申し上げておりますが、いわゆる俗に言う米駐留軍の労務費というものの増額が皆さん方の御協力によりまして実現できたその直後でござりますから、正直言って、私もこれは大変遺憾なことと考えております。しかし、同時に、百六十億積んだから、あとは我々に対して文句を言うな、そういう態度はとれないわけでございます。そういうことは大人げない。それよりも、こうしたことのないようにしてもらわなければいけないということで、過般ウェーブ海軍長官が来ましたときに、率直に今言つたようなことを言つたのです。大変遺憾である、ひとつ考へてもらいたい。そのうち海軍長官から私に回答があるものと思います。

同時に、防衛省自身も、今までと違つて、現実にどうなつておるか、防衛省の責任において米海兵隊の海軍クラブの実態を調べる、こういうことをやつておりますので、その実態を調べた上でまたいろいろとお話をいたしたいと考えております。

それから、陸上防衛態勢研究会における予備自衛官制度の検討についてございますが、先ほど申し上げましたような我が国の地理的特性を踏まえまして、効率的な陸上防衛態勢のあり方を検討するということで昨年五月にできたのでございました。同研究会においては予備自衛官制度についても検討の対象としてある。まだ検討中でございまして、その内容を公にすることはできないわけですが、ご存じます。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 昭和六十二年度の防衛関係費につきましては、中期防衛力整備計画を踏まえつつ、全体の規模の圧縮に極力努めたところ

でございましたが、名目G.N.P.等々の動向もありまして、G.N.P.比が1%を上回ったものでござります。ただ、伸び率といたしますと、六十二年度

は、円高また油の価格が下がりましたこと等がございまして、対前年比伸び率は五・二%でござりますが、これは昭和三十五年以来の低い伸びでござります。

なお、この総額明示方式を昭和六十六年以降は

どうするのかといふお尋ねでございました。六十

六年度以降の防衛関係費のあり方につきまして

は、この計画が終了するまでに改めて国際情勢、

財政経済事情等を勘案して、平和国家としての我

が国的基本方針のもとで決定を行うということに

されておりまして、その時点までに慎重審議の

上、適切な決定が行われるものと考えております。

なお、昭和六十三年度の予算編成でござります

が、ちょうどだいまから概算要求基準の設定に

入るところでございまして、順次予算編成作業を

進めてまいりますが、いずれにいたしましても、

本年一月二十四日の閣議決定の精神を尊重いたし

まして、節度ある防衛力の整備を行わなければな

りません。ただいまそのような事情でござります

ので、具体的な数字を挙げまして御説明する段階

でございませんので、御理解をお願いいたしたい

と存じます。(拍手)

それから、陸上防衛態勢研究会における予備自衛官制度の検討についてございますが、先ほど申

し上げましたような我が国の地理的特性を踏まえ

まして、効率的な陸上防衛態勢のあり方を検討す

るということで昨年五月にできたのでございまし

て、同研究会においては予備自衛官制度について

も検討の対象としておる。まだ検討中でございま

して、その内容を公にすることはできないわけで

ございます。

最後に、沖縄近海あるいは沖縄におけるいろいろの事件、事故があるという問題につきましては、私も大変遺憾に存じておりますが、これは総理大臣並びに外務大臣からお答えをいたしましたので、私は省略をさせていただきます。

以上であります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 竹内勝彦君。

〔議長退席、副議長着席〕

○竹内勝彦君 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま趣旨説明がございました防衛省設置法及び自衛隊法の一部改正、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に関し、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

この問題は、時の最高権力者を頂点とした長期防衛問題の質問に先立ちまして、昨日東京高裁で下されたロッキード裁判問題についてお伺いいたします。

この問題は、時の最高権力者を頂点とした長期自民党政権下の政財官癡者の構造汚職であることは明らかであり、我が党もこうした金権腐敗構造を厳しく追及してきたところであります。総理を厳しく追及してきたところであります。総理は、今回高裁判の判断をどのように受けとめられておるのか。また、このような事件の再発を防止するため、直ちに政治倫理審査会において審査を行うべきであり、また、政治資金規正法の強化を進めるべきであると思いますが、総理の御見解を伺います。

さて、中曾根総理、あなたは「戦後政治の総決算」と称し、総理の在任中、防衛関係費は實に三六%もアップし、社会保障関係費は一一・一%、文教及び科学振興費は何とマイナス〇・〇〇三%となつております。まさに防衛優先、生活、福祉

などに立派に投資をしておられたとお伺いいたします。

さて、中曾根総理、あなたは「戦後政治の総決算」と称し、総理の在任中、防衛関係費は實に三六%もアップし、社会保障関係費は一一・一%、文教及び科学振興費は何とマイナス〇・〇〇三%

となつております。まさに防衛優先、生活、福祉

などに立派に投資をしておられたとお伺いいたしました。

さて、中曾根総理、あなたは「戦後政治の総決算」と称し、総理の在任中、防衛関係費は實に三六%もアップし、社会保障関係費は一一・一%、文教及び科学振興費は何とマイナス〇・〇〇三%

となつております。まさに防衛優先、

す。事実は事実として記載し、その判断は学習する者にゆだねるべきであると思います。教科書検定問題一つをとっても、かかる中曾根内閣の姿勢がアジア周辺諸国との対日不信、警戒感を招いて、こと深く反省すべきだと思いますが、あわせて総理の御見解を承りたいと思います。

中期防衛力整備計画は六十三年度で三年目を迎えるわけであります。この五ヵ年計画の大きな柱となっているのが洋上防空体制であります。しながら、この洋上防空体制はどういうものなのか、必ずしも明確とは言いがたいのであります。その一方で、栗原防衛局長官は、既に防衛廳の六十三年度業務計画の指針を出し、エイジス艦の予算化を含め、OTHレーダーの研究などを着々と推進しようとしているのであります。政府の進めようとしている洋上防空体制は極めて多くの難問と危険性を持つものであり、特に防衛費の限界のない増大をもたらし、專守防衛という我が国の基本方針を変更するおそれのあるシステムであります。

私は、洋上防空体制について、次の点について政府の見解を伺いたいのであります。

第一に、洋上防空体制とは何から何を守ろうとするのか、その定義をどのようにしているのかということです。

第二に、このシステムはどのような兵器の組み合わせによるのか。エイジス艦、OTHレーダー、F15、空中給油機、E2C、さらにはAWACSSの導入も考えているのかどうか。また、その量的見積もりを示していただきたい。

第三に、政府の言う洋上防空体制は相当の金額を要するととは明らかでありますが、その経費用意はどれほどを見積もっているのかという点であります。

第四に、洋上防空の地理的範囲をどのように設定しているかということであります。この範囲を特定なしに洋上防空を論ずることは、無制限な軍拡、自衛隊の行動範囲の拡大をもたらすことにな

することは必至であります。地理的範囲を明確にしていただきたい。

第五に、総理は過日の本会議において、近年経空脅威が高まっていると述べたのでありますが、その具体的な内容を説明していただきたいのです。また、洋上防空と專守防衛との関係をどう考えておられるのかも明らかにしていただきたいのです。

政府が行おうとしているシーレーン防衛とその洋上防空は、従来の枠組みを超えて集団的自衛権の行使につながる危険性を持つものであります。特に、昨年の十二月に完成したシーレーン防衛に関する日米共同研究は、その内容が全く明らかにされておらないのですが、この研究は、我が国が今後の防衛力整備、防衛政策に大きな関係を持つものであることは明らかであります。この内容を説明していただきたいのでござります。また、国会に資料として提出すべきことを要求いたします。

去る二十七日、沖縄本島近くの東シナ海を航行していたマレー・シア船籍の貨物船が、米軍のものと見られる航空機からロケット弾のようなものを受け撃ち込まれ、乗組員の一人が右腕のひじから先を切断する重傷を負い、航行不能となりました。我が国の領海内での事故でございます。

沖縄近海の上空には、沖縄本島を取り巻く大小十五の米軍訓練空域が設定されており、米軍が練習機からの攻撃訓練をする空域で一部を航空自衛隊が共用しております。このうち、使用時間が當時とされる空域では、訓練の都度、沖縄県には製油船第一「徳丸」の近くで、戦闘機らしいと見られる飛行機からの落下物で爆発する事故があつたばかりでござります。

このように続発する事故をどう掌握し、どのよ

うに對応しているのが、防衛廳長官の御答弁をお願いいたします。

次に、東芝機械のココム規制違反事件を契機にして、米国の日本に対する防衛圧力が強まることが懸念されるところであります。今回の事件を契機として、日米制服による対ソ対潜探知能力の日米共同研究が決まったのですが、これはどのような構組みで行われるのか。また、ココムの審査に防衛廳の係官が参考することも検討されているのであります。何か我が國がこうした措置を講ずるのがあたかも当然であるような雰囲気が生まれてはいることは危険であります。今回の事件を日本人の防衛意識の欠如に結びつけるような発想は厳に戒めるべきであります。政府は、このコム違反事件と防衛問題をどのように考えておられるのか、御説明いただきたいと思います。

また、今回の事件を契機として、自民党内で國家秘密法の制定の動きが出ていることは極めて遺憾であります。國家秘密法の制定は行わないこととを明らかにすべきであります。あわせて御答弁いただきたいと思います。

さらに、この夏、総理並びに閣僚の靖国神社への公式参拝は行わない」と決定いたしましたが、私は、今後も一切行わないことを明確にすべきだと思いますが、総理の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

最後に、米空母艦載機の夜間離着陸訓練飛行場建設問題についてお伺いします。

三宅島に対して、防衛施設庁は気象観測用の鉄柱設置を強行いたしました。こうした強引なやり方は住民の反発を強めるだけであります。三宅島住民の八割を超える反対がある以上、夜間離着陸訓練飛行場建設計画は白紙に戻すべきであると思いますが、政府の見解を伺いたいのであります。

さて、何点か防衛問題に関して重要な点をお伺いいたしましたが、中曾根総理、あなたは、五十七年に総理大臣就任以来四年八ヵ月が経過いたしました。今までに中曾根内閣の命脈尽きなんとい

でいるとき、中国のある言葉に「鳥の毛に死んでる」とする、その鳴くや悲し」とあります。國民の我が國の軍事大國化への不安に答えるために、率直な誠意ある答弁を期待し、私の質問を終えるものでございます。(拍手)

〔内閣總理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣總理大臣(中曾根康弘君) 竹内議員にお答えをいたします。

まず、ロッキード判決に関する御質問がございましたが、これを厳粛に受けとめまして、政治倫理の一層の向上に努力いたしたいと思います。審査会の問題につきましては、各党の話し合いを見守りたいと思っております。

防衛政策の基本でございますが、専守防衛、それから基盤的防衛力整備の基本に立った大綱の推進、それが現実的具体化のための中期計画の実行、これが我々の考え方でありまして、専守防衛あるいは非核三原則を堅持する、他国に脅威を与える軍事的大国にならない、一%の精神を尊重していく、こういう基本は不変であります。しかし、その基本理論としては、抑止と均衡の理論の上に立っております。また、外交あるいはそのほかの国際世論等を重視した総合安全保障政策の一環として行うということが基本でございます。

売上税の問題につきましては、今回、為替レートの推移を踏まえまして、防衛予算是四十一億円減額したこところであり、結果、GNP比は一・〇〇三%となりました。売上税関連部分については、衆議院議長のあつせんに基づきまして、税制協議会において協議が続けられておるところから、防衛関係費においても他の経費と同様補正を行いませんでした。

次に、軍事大國化へのアジアの警戒感でござりますが、世論調査の結果はそう変化はないようですが、念のために申し上げますと、インドネシアにおいては「軍事大国になるだろう」が二二%、「ならないだらう」が六八%、マレーシアにおいては三四%と四五%、それからシンガポールにおいても

も二九%と四六%，ただフィリピンにおきましては四七%と四六%，フィリピンが少しふえております。タイは五三%と三七%で、これは「なるだらう」というのがずっと多いのですが、最近の調査では、「なるだらう」が減って「ならないだらう」が一三%もふえておる。そういうことを見ますと、大体においては変わらない、こう見ていいわけです。我々としては、今後とも日本の防衛政策の基本について理解を求めるように努力いたします。

教科書検定につきましては、記述が客観的かつ公正で適切な教育的配慮が施されたものとなるよう検定を行つており、御指摘の点については同様の観点からの検定を行つたものであります。靖国神社の公式参拝につきましては、先般来申し上げましたように、慎重に対処するという考え方であります。一方で、昨年の内閣官房長官談話は現在も生きており、一昨年実施した方式による公式参拝は憲法に違反しないという政府見解には何ら変更はありません。各國務大臣の公式参拝についても、各國務大臣の判断によるべきものであると考えます。

洋上防空の問題については、最近の爆撃機の航続距離の長距離化あるいはミサイルの同じような距離化等に基づきまして、護衛艦あるいは輸送船等の自己防衛の必要上からこれら問題が検討されておるわけでござります。これはあくまで個別自衛権の範囲内において日本防衛を中心にして考えておるのであります。憲法及び専守防衛の方針には変わりございません。

次に、被弾事件でございますが、マレー・シア船籍貨物船の被弾事故については、米海軍も、船内に遺留された弾頭等が米海軍のものであると確認し、遺憾の意を表明しております。マグロ漁船につきましては、二つの金属破片を鑑定中であります。かかる事故については、関係者が協力してその原因、真相を究明して、再発防止を図りたいと思ひます。

ココム違反と防衛問題等につきましては、先般申し上げましたように、この事案自体が、偽りの申告書をもつて偽りの不正輸出をしたという点において悪質なものなのであり、それは自由世界の安全保障にかかわる問題であるのみならず、我が国自身の安全保障に対する重大なる危険性をもたらすものであります。我々は、背信行為である、こう言つておるわけであります。このような観点から、将来の再発防止のために今慎重な配慮をもつて的確な対策を講じており、立法措置も国会にお願いいたしたいと考えておるところであります。

国家秘密保護法の問題については、国民の基本的人権やいわゆる知る権利などにかかる問題であり、慎重に検討さるべきものと考えております。残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

○國務大臣(栗原祐幸君) まず、洋上防空からお答えをいたします。

洋上防空とは何をから守るのか、こう弁されたとおりでございます。

なお、洋上防空とは何をから守るのか、こういうようなお話をございましたが、これは防護対象の観点からではなく、いわばその機能が発揮される場面に着目してとらえたのが洋上防空でございます。

中期防に基づく洋上防空のあり方にについての検討の対象となる装備とは、一般的に言ってOTHR、レーダー、要撃戦闘機、早期警戒機、艦艇の対空ミサイルシステムなどが考えられます。この検討は具体的な装備の導入を前提としたものではありません。したがって、具体的にどの装備をどの程度導入するか、また、そのための経費がどの程度になるかについては検討を行っていないわけであります。

なお、洋上防空の地理的範囲についてのお尋ね無について詳細に調査するとともに、海上保安庁と協力し、早期究明に努力しているところであります。また、二十七日のマレーシア貨物船に関する事件につきましては、事故原因が米海軍によるものと判明いたしましたので、防衛施設局をして在日米軍司令部に対し遺憾の意を表明させるとともに、事故原因の究明と有効な事故防止対策を求めさせたところであります。

一件の事件は、いずれも沖縄周辺の訓練区域等の近辺で発生したものであり、米軍と自衛隊との

訓練、演習が我が国の平和と安全に極めて重要な対策を講じ、地域住民の方々の要望との調和

を図りつつ、今後とも米軍及び自衛隊の訓練、演習の円滑な実施の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○國務大臣(栗原祐幸君) まず、洋上防空からお答えをいたします。

〔國務大臣栗原祐幸君登壇〕

洋上防空とは何をから守るのか、こう弁されたとおりでございます。

なお、洋上防空とは何をから守るのか、こういうようなお話をございましたが、これは防護対象の観点からではなく、いわばその機能が発揮される場面に着目してとらえたのが洋上防空でございます。

な、三宅島のNLP建設計画についてであります。空母艦載機の着陸訓練場確保の問題は、日米安全保障体制の効果的運用のために欠くことのできないものであり、日米間の最重要の懸案として解決に努力しているところであります。着陸訓練場の設置場所としては、三宅島は立地条件が極めてすぐれており、他にこれほどの適地はないと判断しておりますので、ぜひ三宅島にお願いいたしたいと考えております。その建設に当たりましては、関係地方公共団体及び関係住民の理解を求めるという考え方でございません。ただ、昭和六十二年度に予定しております気象調査等は、資料収集のため必要なものでございません。したがって、建設そのものではございませんので、この点

○副議長(多賀谷真穂君) 伊藤英成君。

〔伊藤英成君登壇〕

私は、民社党・民主連合を代表して、ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に対し質問をいたすのであります。

言うまでもなく、安全保障政策は国政の大本であり、国民生活の安定や福祉の向上も、国の安全が守られて初めて可能となるものであります。しかも、今日の国際情勢のもとでは、安全保障の確保にとって防衛力の整備は不可欠の要素と言わざるを得ません。

我が党は、こうした観点に立って、憲法の平和主義を踏まえた自主的な防衛努力と、これを補完する日米安保体制を我が国防衛体制の基本として堅持していくよう主張しているところであります。しかし、同時に、今後とも非核武装を貫き、国民合意とシビリアンコントロールを強化していく必要があ

ります。我々はかかる方針を踏まえ、いわゆる防衛二法についても、それが必要な改正である場合には、国家と国民の利益を守るために、勇気を持つて賛成をしてまいりました。

私は、以上のような立場に立って、以下具体的な重要問題につき質問をいたすものであります。

まず第一に、防衛大綱とその別表の見直し問題についてであります。

現在の防衛大綱の基本思想は、特定の脅威に対応して防衛力整備を進めるのではなく、独立国として最低限必要な防衛力を過不足なくそろえるという、いわゆる基盤的防衛力構想に立つものであります。しかし、脅威に対応しない防衛計画といふものがあるでしょうか。しかも、防衛大綱が制定されたのは昭和五十一年であり、大綱が前提とした我が国周辺の国際情勢は今や大きく変化しているのであります。したがって、我が党は、従来から防衛大綱の見直しの必要性を主張してまいりました。しかるに、政府は、防衛大綱とその別表とを切り離し、大綱はそのままでも別表だけの見直しは可能であるとしてきたのであります。余りにもこそくな態度と言わざるを得ません。

言うまでもなく、別表は大綱を数量化したものであり、これを分離して見直すことができるとなれば、大綱はそのままにして防衛力の数量だけはいかようにも拡大できるということになります。したがって、私は、現在の中期防が達成された後には、防衛大綱と別表を一体のものとして見直すとともに、これを踏まえて新たな中期防を策定し、その五年間の総額を明示し、防衛費の歴とめすべきであると考えます。

去る七月十五日に本院予算委員会で行われた我が党吉田議員の質問も、まさにかかる点からなされたものであります。總理は、これに対し、指摘された諸点を考慮の対象にして検討したらよいと答弁されるとともに、金額的歴とめといふのも将来考慮する必要があるとされ、総額明示方式の見直しともとれるお答えをなさいました。そこで私

は、現在の中期防が達成された後の防衛大綱とそれの別表の見直し問題、同じく総額明示方式のあり方などについて、改めて總理の御所見をお尋ねするものであります。

第二は、同じく我が國防衛上の重要な課題である有事法制の問題であります。

昭和五十三年、いわゆる栗栖発言を契機として研究に着手された有事法制問題は、これまで二度にわたって中間報告がなされてまいりました。すなわち、第一回目は、五十六年四月に第一分類の法令として防衛厅所管の法令の欠陥是正について、また第二回目は、五十九年十月に第二分類の法令として他省庁所管の法令の欠陥是正について、それぞれ報告がなされたのであります。しかるに、これらの中間報告については今日に至るまで立法化に向けて具体的な作業は全くなされておらず、また、所管官庁が明確でないわゆる第三分類の法令についての研究も全く着手されていないのが実情であります。

「言うまでもなく、自衛隊の運用に当たっての大原則はシビリアンコントロールであります。そして我が国が法治国家である以上、それは法律に基づいてなされなければなりません。その意味で、有事における法体系に欠陥があり、これを放置していくことは決して容易ではありません。しかるに、總理並びに防衛厅長官の誠意ある御答弁を改めてお願ひをして、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣總理大臣(中曾根康弘君登壇)
〔内閣總理大臣中曾根康弘君登壇〕
總理既に中間報告がなされた第一分類及び第二分類の法令の立法化といわゆる第三分類の法令の研究着手について、改めて責任ある御答弁を求めるものであります。

第三は、有事における米軍の救援を円滑化する問題であります。

第四は、自衛隊の各種装備の耐用年数の見直しについてであります。

我が党は、從来から、今日の厳しい財政事情のもとでは、防衛費も例外とするところなく、徹底した合理化、効率化を行うよう主張してまいりました。かかる観点から、自衛隊の戦車、艦艇、航空機などの主要装備を見ると、一部の艦艇などの耐用年数は、ほぼ同様の条件にある他の自由陣営諸国と比べ短過ぎるのが実態であります。また、老朽化した装備についても、第一線用の予備として保管することなく、そのほとんどを単なるスクランブルとして廃棄しているのであります。

我が國の防衛にとって、有事における米軍の来援と共同作戦は不可欠の要素であり、防衛政策の大前提であります。そのため、政府としても、日米防衛協力の指針に基づき、共同作戦計画やシーレーンの共同防衛研究を行うとともに、頻繁に日本共同演習を実施してこられました。しかし、これだけでは決して十分とは言えないのです。

米軍において、米軍の海空軍の来援を受けることは比較的容易であります。しかし、陸軍の来援を受けることは決して容易ではなく、また、米軍を受けることができるとしても、相当の期間を要することは確実であります。しかも、日本米軍の支援を受けることは決して容易ではなく、また、米軍と言われるハワイの第二十五師団やカリブオニアの第七師団は、軽歩兵師団に改編され、戦車、装甲車、重火器などは装備していないのであります。これで有事に役立つでありますか。

有事における米軍、特に米陸軍の来援を迅速化し、有事に役立つ体制をつくることは、日米安保を有効ならしめる基本ともいいくものであります。そのためには、我が国においても、NATO諸国において実施されているように、来援予定の米軍部隊の重装備を事前に備蓄しておくなどの措置を講ずることが必要であると考えます。

政府は、この問題について、これまで、米国から要請がないのでできないとの答弁をされてきましたけれども、有事において来援を必要としているのは、米国ではなく日本であります。この点を踏まえ、我が国から米国に対する事前備蓄を要請していくつもりはないか、總理の明確な御答弁を求めるものであります。

第五は、自衛隊の各種装備の耐用年数の見直しについてであります。

我が党は、從来から、今日の厳しい財政事情のもとでは、防衛費も例外とするところなく、徹底した合理化、効率化を行うよう主張してまいりました。かかる観点から、自衛隊の戦車、艦艇、航空機などの主要装備を見ると、一部の艦艇などの耐用年数は、ほぼ同様の条件にある他の自由陣営諸国と比べるものであります。また、老朽化した装備についても、第一線用の予備として保管することなく、そのほとんどを単なるスクランブルとして廃棄しているのであります。

は、広く国際情勢、経済財政事情等を総合的に勘案して、五ヵ年間の防衛力整備の内容とこれに要する経費の限度額を明示し、防衛力整備実施の合理的指針となると考えております。御指摘の私の答弁はこのようない認識述べたものであり、これは民主党のお考えを多分に参考にさせていただいたものなります。

次に、有事法制の取り扱いをございますが、第一類及び第二分類の法制化の問題については、高度の政治判断にかかるものであり、国会における御審議、国民世論の動向等を踏まえて慎重に検討すべきものと思います。第三分類に属する事項は、政府全体として取り組むべき性格の問題でございまして、現在、諸般の準備をし、検討を加えておるところでございます。

米軍の事前備蓄の問題でございますが、一般論として言えば、日米安保体制の抑止力の効果的維持の観点から、我が国に対する武力攻撃が発生した場合の対応につき、米軍の救援の問題を含めて研究、検討が行われることは極めて有意義であると考えております。事前集積につきましては、米国は現在、欧州において整備を実施中と承っておりますが、我が国について事前集積の計画を持つておるとは承知しておりません。かかる観点につき、我が国として具体的に検討しているというわけではありませんが、御指摘の点は、今後情勢に応じ検討課題とすべきものと考えております。(拍手)

○國務大臣(栗原祐幸君) 今御質問いただきましたけれども、總理大臣がほとんど答えられました。私もこれに賛成でございます。

私が特に申し上げたいのは、最後の装備品の耐用年数の見直しの問題でございますが、自衛隊の装備品につきましては、その特性に応じて、必要な性能の維持、長期間使用することとの経済性、老朽化したものを使用することとの安全性等を総合的に勘案いたしまして、適切な使用年限を決定し

ているところでございます。この際、限られた防衛費を有効に活用する見地から、極力装備品を長期間的に維持し得るよう努力しております。この点は諸外国の例に比し特に相違があるとは考えております。

また、老朽化した装備品を活用せよとの御意見は、傾聴に値するものと考えますが、現在、用途廃止した装備品についても、使用可能な部品は最大限に利用する等効率的な措置を講じております。

以上です。(拍手)

○副艦長(多賀谷真穂君) 佐藤祐弘君。

○佐藤祐弘君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、いわゆる防衛二法などの改正法案について、總理並びに関係大臣に質問します。

不沈空母発言に始まる中曾根内閣五年間の政治

は、まさにその具体化になりました。總理就任直

後、訪米で、あなたが日米連合共同体路線をレーベン大統領に約束し、日本列島不沈空母化をうたったとき、多くの国民は旧海軍がよみがえったかのような発言に懸念としたのであります。そして五年、あなたが進めてきたのは、ほかでもなく、対米公約の具現化である一千海里シーレーン防衛と洋上防空であり、四海峡封鎖態勢の確立であります。

日本列島をアメリカの対ソ戦略の最前線として武装する、すなわち日本列島不沈空母化の促進であ

りました。

そのため、毎年の予算がずたずたにされました。

たけれども、總理大臣がほとんど答えられました。私もこれに賛成でございます。

〔國務大臣栗原祐幸君登壇〕

○國務大臣(栗原祐幸君) 今御質問いただきました。私はこれに賛成でございます。

私が特に申し上げたいのは、最後の装備品の耐用年数の見直しの問題でございますが、自衛隊

の装備品につきましては、その特性に応じて、必

要な性能の維持、長期間使用することとの経済性、老朽化したものを使用することとの安全性等を総合的に勘案いたしまして、適切な使用年限を決定し

りに強調しますが、実態は、軍縮は口先だけで、公約違反の軍拡に次ぐ軍拡であることを示しています。公約違反の軍拡に対する懲罰を求めるではありませんか。總理の答弁を求めます。(拍手)

今回の防衛二法改正案も、日米共同作戦体制のもとでの自衛隊増強を危険な方向へさらに一步進めます。

第一に、対潜哨戒機P-3C九機や要撃戦闘機F-15を十二機、あるいは護衛艦、潜水艦、地対空誘導弾パトリオット一群の新たな配備等に伴う五百十名の自衛官増員を図るものであります。中曾根内閣のもとでの自衛官増員は三千九十四名にも上ります。他方、この五年間に一般の国家公務員は二万人も削減をされております。これは明らかに臨調行革路線が軍事、自衛隊を聖域にして進められてきたことを裏づけるものではありません。

F-15を十二機、あるいは護衛艦、潜水艦、地対空誘導弾パトリオット一群の新たな配備等に伴う五百十名の自衛官増員を図るものであります。中曾根内閣のもとでの自衛官増員は三千九十四名にも上ります。他方、この五年間に一般の国家公務員は二万人も削減をされております。これは明らかに臨調行革路線が軍事、自衛隊を聖域にして進められてきたことを裏づけるものではありません。

E-15を十二機、あるいは護衛艦、潜水艦、地対空誘導弾パトリオット一群の新たな配備等に伴う五百十名の自衛官増員を図るものであります。中曾根内閣のもとでの自衛官増員は三千九十四名にも上ります。他方、この五年間に一般の国家公務員は二万人も削減をされております。これは明らかに臨調行革路線が軍事、自衛隊を聖域にして進められてきたことを裏づけるものではありません。

の海洋戦略の中心をなすものですが、一千海里

シーレーン海域で日本がその役目を中心的に引き受けける軍事分担のための百機体制ではありませんか。總理の答弁を求めます。

さらに、この問題では、東芝ココム事件を契機として進めようとするものであります。これは明ら

かにソ連を仮想敵国とするものであります。専守防衛に徹し、仮想敵国は持たないとして従来の政

府の立場を踏み破り、個別の自衛権の枠を超えて、アメリカの探知能力強化を自衛隊が参加して共同

して進めようとするものであります。これは明らかにソ連を仮想敵国とするものであります。専守防衛に徹し、仮想敵国は持たないとして従来の政

府の立場を踏み破り、個別の自衛権の枠を超えて、アメリカの探知能力強化を自衛隊が参加して共同

外為法改正を準備していることは重大であります。

既に一九六九年、東京地裁のいわゆるココム判決は、ココムによる輸出制限は、憲法の保障する基本的人権としての貿易の自由に反する、憲法違反だと断じているところであります。その上、外為法を改正して、アメリカの要求する規制強化のため、安全保障条項や外務省との法定協議を加えようとするることは明白な憲法違反ではありません。

ささらに問われなければならないのは、米国国防省の要求に基づき防衛庁が検討中の自衛隊専門家の輸出審査業務への派遣、ココム本部事務局への派遣であります。これは我が国の貿易を日米軍事当局の統制下に置くものではありませんか。明確な答弁を求めます。

S D I 研究参加の日米政府間協定に調印したこと

とも重大であります。S D I は核軍拡を宇宙にまで拡大し、対ソ核優位を確保することによつて、

アメリカの核先制攻撃戦略を保障しようといふのであります。この危険な核軍拡計画への我が國の参加は、被爆国日本国民の核兵器全面禁止の強い願いに背くものであり、本院の三つの決議、すなわち、非核三原則の決議、武器輸出禁止決議、宇宙の平和利用に関する決議に真っ向から違反するものであります。

総理、あなたは、アメリカの軍事技術、核攻撃

ほどうるさいほどい」ということになるではあります。

ませんか。あなたの口癖の均衡と抑止バランス論

とも違つて、対ソ軍事優位のアンバランスを求めるものではありませんか。総理のはつきりした答弁を求めます。(拍手)

最後に、三宅島のN L P 建設について質問いたします。

私は、防衛庁があの気象観測柱建設の强行を図つた去る十五日、三宅島を行つておりました。そして八五%以上の島民の怒りの叫びをこの肌で感じてまいりました。米軍基地建設をやめること

こそ三宅島四千三百人島民の暮らしと命を守り、また野鳥の樂園、日本のガラパゴスと言われる三

宅島の貴重な環境を守る唯一の道であります。

ところが、栗原防衛厅長官は、先日の参議院予

算委員会で、日米安保条約は国是であり、安保よ

り生活の方が大切だというのはどうかしていると

答弁しました。これは大問題であります。島の人

たちは、国民の生活を守ることこそが政治の務め

ではないか、安保のために生活を犠牲にせよとい

うのは戦前と同じ考え方だ、こう憤慨をしており

ます。三宅島島民の生活など安保の前にはどんな

に犠牲にされても仕方がない、当然だといふので

すか。栗原長官、はつきりと答えてください。

栗原長官の安保条約は国是だとの答弁も重大で

あります。国是というのは、非核三原則のように

指すものであります。中曾根首相も、非核三原則

が国是であることは認めております。しかし、安

保条約がいつから国是になつたのですか。安保条

約をめぐっては、あの国民的な大闘争があり、今

も國論が二つに大きく分裂している問題であります。

けようとする栗原長官の態度は言語道斷であります。

安保は国是の発言の撤回を強く求めるもので

あります。(拍手)

この点については、総理の見解も明らかにしていただきたい。

なお、三宅島の米軍基地については、アメリカの国防総省が、単なる夜間離着陸訓練用基地としてだけではなく、硫黄島の基地強化とあわせて戦闘爆撃機や対潜哨戒機を常駐させ、シーレーンの制空権を確保する構想を持つていると伝えられております。日本政府としてはそういう構想を承知しています。

さきにソ連のゴルバチョフ書記長が、欧洲だけ

でなくアジア部のS S 20の撤去を表明、地域規模

でI N F を全廃するダブル・ゼロの方向を明らかにしました。これに對してアメリカもダブル・ゼロ受け入れの方針を明らかにし、事態は大きく展開しようとしております。ところが、中曾根総理が進めている路線は、まさにこうした平和、核軍縮への世界の大きな流れに逆行するものと言わなければなりません。(拍手)

アラスカへのI N F 百発配備発言だけでなく、私が指摘した不沈空母発言以来の自衛隊の大増強

と日米共同作戦体制の強化、S D I 研究参加など、すべてが対ソ軍事優位を図るアメリカの核戦略に加担するものであり、平和軍縮、核兵器の廢絶を求める日本国民の願いに背くものであります。

今こそ日米安保優先の政治ではなく、国民生活優先、核戦争阻止、核兵器廃絶の政治に転換すべきことを強く主張し、私の質問を終わりります。(拍手)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 佐藤議員にお答

えをいたします。

まずは防衛力整備の問題でございますが、何回も

申し上げておりますように、必要最小限の防衛力

整備を行わんとするもので、これは軍縮と平和へ

の努力と並行して行っておるものであります。

矛盾しているものではありません。

自衛官の増員の問題につきましては、既に予算

化された艦艇、航空機の就役に伴う要員を確保せ

んとするものであります。中期計画達成のために必要な不可欠の最小限のお願いをしているというわけな

のであります。

次に、O T H レーダーとか護衛艦の対空ミサイ

ルシステムの性能向上は、あくまで日本防衛の觀

点から検討しておるものであります。米国に

従属して行うというようなものでは全くございません。

P 3 C の問題でございますが、これも我が国防

衛のため、周辺海域の監視哨戒あるいは海上護衛

の目的で行つたものであります。

次に、対潜能力向上の研究協力の問題でござい

ますが、これは日米安保条約の枠内において、両

国の対処能力を向上させるために情報交換、研究

協力を行いたい。こういうことであります。安

保条約遂行上当然のこととやつておるのであります。

ココムへの防衛庁の関与の問題は、専門的見地

から助言するものであつて、日本の安全保障上当然の官庁協力の行為である、こう考えております。

S D I の問題について、国会決議違反ではない

かという御質問でございますが、国会決議の有効

的解釈はもとより国会で行うものであります。

非核三原則や武器輸出、宇宙の開発利用等に関す

る国会決議に触れるものとは政府は毛頭考えてお

りません。

東芝事件につきましては、最近ソ連の潜水艦の

性能向上について非常に注目しているものであります。

昭和六十二年七月三十日 衆議院会議録第八号 防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する佐藤祐弘君の質疑

ます。この工作機械が我が国法令に違反して不正にソ連に輸出されたことは、我が国を含む西側の安全保障に重大な問題であり、我が国自身の安全保障上からも問題である、そういう観点から適正な処置を行つておるものであり、しかも、国際の平和と安全に基づく抑止によって維持されているという、いわゆる均衡抑止論をとつておるのであります。米国における政策も同じでありますし、ソ連に対して軍事バランスの改善に努力している米国の努力の一環と考えて差し支えないと思うのであります。

三宅島NLP建設の問題については、現地の皆様方の御理解を求めまして、これを実行して、推進してまいりたいと思うのであります。

栗原長官の発言は、日米安保体制は我が国防衛、安全保障上の基調をなす緊要なものであり、その堅持が我が国の存立にとって必要不可欠であるという搖るぎない基本政策の認識を述べたもので、私も同感でございます。

共産党の今までのお考えを聞いてみると、こそまさに平和と安定に逆行して、日本国民の願望に反するものではないかと考えております。

(拍手)

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

○國務大臣(栗原祐幸君)
〔國務大臣栗原祐幸君登壇〕

佐藤議員にお答えをいたしますけれども、あなたは、予備自衛官の増員につきまして、そういうことを認めるとは日本を危険な方向に持っていくんだというような趣旨のお話をされましたが、それは、私どもの考えているところは全く逆でござりますから、御認識を改めていただきたい。

それから、三宅島艦載機着陸訓練場の建設に関連して、私が生活より安保と言つたことをばかに大きく取り上げましたが、私は遺憾千万であります。私は、三宅島のことにつきまして、國の安全を確保し続けていくことが國民の生活を守り、幸

福を増進するためには必須の条件である。こういう趣旨を述べたのです。しかも、私はつけ加えておるのです。三宅島の将来についても、私どもは皆様方のお役に立つよういろいろ相談に乗りました。こう言っているのですよ。三宅島の方々についても御相談に乗りたい、こう言っているのです。何か知らぬ、私が島民の生活を犠牲にしている、そういう発言については大変遺憾に存じます。(拍手)

また、安保は国是という問題につきましては、今總理大臣からお話をございました。全く同感で

○朗読を省略した議長の報告

一、去る二十八日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

| | | |
|------|-------|-------|
| 建設委員 | 運輸委員 | 尾形智矩君 |
| 遠藤 | 東新盛安井 | 東力君 |
| 井上 | 辰雄君 | 辰雄君 |
| 清水 | 吉典君 | 吉典君 |
| 浅井 | 美幸君 | 美幸君 |
| 一成君 | 勇君 | 勇君 |
| 和良君 | 美幸君 | 美幸君 |
| 補欠 | 田中恒利君 | 田邊國男君 |
| 井上 | 前島秀行君 | 長谷川峻君 |
| 遠藤 | 田中恒利君 | 田邊國男君 |
| 清水 | 和良君 | 和良君 |
| 浅井 | 美幸君 | 美幸君 |
| 一成君 | 勇君 | 勇君 |
| 和良君 | 美幸君 | 美幸君 |

三宅島N.L.P.建設の問題については、現地の皆様方の御理解を求めるとして、これを実行して、推進してまいりたいと思うのであります。

栗原長官の発言は、日米安保体制は我が国の防衛、安全保障上の基調をなす緊要なものであり、その堅持が我が国の存立にとって必要不可欠であるという揺るぎない基本政策の認識を述べたもので、私も同感でございます。

共産党の今までのお考えを聞いてみると、これこそまさに平和と安定に逆行して、日本国民の願望に反するものではないかと考えております。

(拍手)

あります。基本的にあなたの方と私どもは、根本のところで全く百八十度正反対である、こううことであります。(拍手)

それから最後に、三宅島はシーレーンの根拠地になつて、制空権確保のために云々ということですざいますけれども、これもあなたの想像でそういうことを言つてもらつては困る。この飛行場の問題についてはそういうことは考えていない、このことを申し上げておきます。(拍手)

○副議長(多賀谷寅稔君) これにて質疑は終了いたしました。

| |
|---|
| <p>理事 渡海紀三朗君（理事亀井静香君去る二 日委員辞任につきその補欠）</p> <p>理事 岡島 正之君（理事熊谷弘君去る二 八日理事辞任につきその補欠）</p> |
| <p>法務委員会</p> |
| <p>理事 坂上 富男君（理事稻葉誠一君去る一 十八日理事辞任につきその補欠）</p> |
| <p>商工委員会</p> |
| <p>理事 奥野 一雄君（理事城地豐司君去る一 十八日理事辞任につきその補欠）</p> |
| <p>（常任委員辞任及び補欠選任）</p> |
| <p>一、去る二十八日、議長において、次のとおり當 任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> |

| | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| 科学技術委員會 | 井上 | 泉君 | 辯任 |
| 伊藤 | 茂君 | 茂君 | 伊藤 |
| 有馬 | 元治君 | 黎一君 | 補欠 |
| 菊池福治郎君 | 村山 | 喜一君 | 河本 |
| 竹内 | 吉典君 | 安井 | 敏夫君 |
| 冬柴 | 鉄三君 | 河本 | 長谷川 |
| 河本 | 敏夫君 | 田邊 | 國男君 |
| 田邊 | 國男君 | 大出 | 俊君 |
| 菊池福治郎君 | 嫂君 | 田中 | 恒利君 |
| 竹内 | 黎一君 | 浅井 | 美幸君 |
| 嫂君 | 嫂君 | 有馬 | 元治君 |
| 長谷川 | 嫂君 | 竹内 | 黎一君 |

出席國務大臣

内閣總理大臣 中曾根康弘
外務大臣 倉成正君
大蔵大臣 宮澤喜一
通商産業大臣 田村元君
國務大臣 稲村利幸君
國務大臣 栗原祐次君

○副議長(多賀谷慎範君) 本田は、これにて散会

地方行政委員
辯任

| | | | | | |
|-----|--------|------|----|-----|-----|
| | | | 寺前 | 正森 | 成二君 |
| | | 法務委員 | 伊藤 | 茂君 | 巖君 |
| | 農林水產委員 | 井上 | 伊藤 | 正森 | 寺前 |
| | 田邊 | 茂君 | 茂君 | 成二君 | |
| 前島 | 長谷川 | 國男君 | 泉君 | | |
| | 田中 | 峻君 | 伊藤 | | |
| | 恒利君 | 東 | 伊藤 | | |
| 秀行君 | 安井 | 尾形 | 茂君 | | |
| | | 補欠 | 泉君 | | |
| 新盛 | | 智矩君 | 伊藤 | | |
| | | 力君 | 茂君 | | |
| | | 吉典君 | 正森 | | |
| | | 辰雄君 | 寺前 | | |

昭和六十二年七月三十日 衆議院会議録第八号

報告
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する佐藤裕弘君の質疑
朗読を省略した議長

一六三

| |
|--|
| 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求書に對し、議長は昨二十九日いづれもこれを承認した。 |
| 国政調査承認要求書 |
| 一、調査する事項 国際情勢に関する事項 |
| 二、調査の目的 国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため |
| 三、調査の方法 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 |
| 四、調査の期間 本会期中 |
| 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 |
| 昭和六十二年七月二十九日 |
| 衆議院議長 原 健三郎殿 |

| |
|--|
| 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 |
| 四、調査の期間 本会期中 |
| 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 |
| 昭和六十二年七月二十九日 |
| 文教委員長 愛知 和男 |

| |
|--|
| （質問書提出） |
| 一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 |
| 「瀬戸大橋」に関する質問主意書（日笠勝之君提出） |
| 官に対し、当該認定等の申請が、旧救済法によるものである場合にあつては当該認定等の申請に係る水俣病が補償法第二条第一項の規定により定められた指定地域に係る水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を、補償法によるものである場合にあつては当該認定等の申請に係る水俣病が補償法第二条第二項の規定により定められた第二種地域に係る水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を、それぞれ、昭和六十五年九月三十日まで、申請することができること。ただし、当該認定等の申請が、旧救済法によるものである場合にあつては当該認定等の申請について、補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による公害被患者認定審査会の意見が、補償法によるものである場合にあつては当該認定等の申請について、補償法第四条第二項後段において準用する同条第一項後段の規定による公害健康被害認定審査会の意見が、それぞれ、県知事又は市の長（以下「県知事等」という。）に既に示されている場合に、この限りでない。 |
| 第一項の規定の例による認定に關する処分を第一項の規定の例による認定に關する処分を受けていないもの |

| |
|---|
| （質問書提出） |
| 一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 |
| 「瀬戸大橋」に関する質問主意書（日笠勝之君提出） |
| 官に対し、当該認定等の申請が、旧救済法によるものである場合にあつては当該認定等の申請に係る水俣病が補償法第二条第一項の規定により定められた指定地域に係る水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を、補償法によるものである場合にあつては当該認定等の申請に係る水俣病が補償法第二条第二項の規定により定められた第二種地域に係る水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を、それぞれ、昭和六十五年九月三十日まで、申請することができること。ただし、当該認定等の申請が、旧救済法によるものである場合にあつては当該認定等の申請について、補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による公害被患者認定審査会の意見が、それぞれ、県知事又は市の長（以下「県知事等」という。）に既に示されている場合に、この限りでない。 |
| 第一項の規定の例による認定に關する処分を第一項の規定の例による認定に關する処分を受けていないもの |

いた者で同項の認定に関する処分を受けていないもの

三 前号に掲げる者（この項の規定による申請をした者を除く。）が死亡した場合（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）の施行前に死亡した場合を含む。）においてその死亡した者に係る補償法第五条第一項の水俣病に係る決定の申請をした者で同項の決定に關する処分を受けていないもの

2 環境庁長官は、前項の規定による申請を受けた場合には、当該申請者が、同項第一号に掲げる者である場合にあつては当該旧救済法第三条第一項の認定の申請を受けた県知事等に、前項第二号に掲げる者である場合にあつては当該補償法第四条第二項の認定の申請を受けた県知事等に、前項第三号に掲げる者である場合にあつては当該補償法第五条第一項の決定の申請を受けた県知事等に、それぞれ、自ら前項の認定に關する処分を行う旨の通知をした上で、臨時水俣病認定審査会の意見を聽いて、当該申請者（同項第三号に掲げる者）に係る死（者）について同項の認定に関する処分を行なう。

3 県知事等は、前項の通知を受けた後ににおいては、当該通知に係る申請者が、第一項第一号に掲げる者である場合にあつては補償法附則第十一条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による認定に関する処分を、第一項第二号に掲げる者である場合にあつては補償法第四条第二項の規定による認定に関する処分を、第一項第三号に掲げる者である場合にあつては補償

法第五条第一項の規定による決定に関する処分を、それぞれ、当該申請者について行なうことができない。

第三条 前条第一項第一号に掲げる者（同項の規定による申請をした者を除く。）が死亡した場合（この法律の施行前に死亡した場合を含む。）においてその申請を次のように改める。

第三条 前条第一項第一号に掲げる者（以下「認定等の申請」という。）をした者は「申請（以下「認定等の申請」という。）をした者の遺族等」と、同項第一号中「受けられないもの」とあるのは「受けないものが死亡した場合においてその死亡」

又はその死亡した者について葬祭を行う者」と、同条第二項中「当該旧救済法第三条第一項の認定の申請」とあるのは「当該申請に係る死亡者に係る旧救済法第三条第一項の認定の申請」と、同項第三号に掲げる者」と、同条第三項中「当該申請者」とあるのは「当該申請に係る死亡者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第五条第二項中「補償法の施行の日」を「次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該認定に係る申請者が第一条第一項第一号に掲げる者である場合 補償法の施行の日
二 当該認定に係る申請者が第二条第一項第二号に掲げる者である場合 当該補償法第四条第二項の認定の申請のあつた日
三 当該認定に係る申請者が第二条第一項第三号に掲げる者である場合 当該補償法第五条

第一項の決定の申請に係る補償法第四条第二項の認定の申請のあつた日 第五条第三項中「第二条第二項の規定による認定を受けた者」を「第二条第一項第一号に掲げる者で同条第二項の規定による認定を受けたもの」に改める。

附 則

この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

理 由

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の施行状況にかんがみ、環境庁長官に対しても水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を昭和六十五年九月三十日まで延長するとともに、新たに、昭和五十四年八月三十一日以前に公害健康補償法による水俣病に係る認定の申請をしていた者で認定に関する処分を受けていないもの及びその遺族等が、環境庁長官に対して認定の申請をすることができるこ

ととし、その期限を昭和六十五年九月三十日までとするものである。

二 議案の可決理由

水俣病の認定業務の実施状況にかんがみ、環境庁長官に対する認定申請の期限を延長するとともに、認定の申請をすることができる者の範囲を拡大する本案の措置は妥当と認め、これを可決すべきものと認決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約七百万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三による内閣の意見

内閣を代表して稻村国務大臣から「政府としては、異存がない。」旨の意見が述べられた。右報告する。

昭和六十二年七月二十八日

環境委員長 林 大幹

本案は、水俣病の認定業務の実施状況にかん

〔別紙〕

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 認定審査に当たつては、水俣病患者が一人でも見落されることのないよう、全員が正しく救われるような精神にのつとて行うこと。

二 認定業務の不作為違法状態を速やかに解消する措置を講ずることともに、認定業務の促進について患者との信頼関係の回復を図ること。

三 水俣病については、医学的に判断困難な事例があることにかんがみ、科学的知見の積み重ねを踏まえて水俣病像及び判断条件について一層の検討を重ねること。

四 水俣病問題の重要性にかんがみ、速やかに住民の健康の状態、水質汚濁の状態等について総合的な調査を実施し、その結果に基づいて地域の実情に応じた水俣病対策を確立すること。

五 水俣病多発地域の住民については、その健康状態を長期にわたつて把握し、必要に応じて適切な措置を講ずることにより健康被害の予防を図ること。

六 水俣病公害防止事業の進捗状況を踏まえ地域の特性を生かした具体的な振興策を一層推進することにより、水俣・芦北地域の活性化を図るよう努めること。

電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和六十二年七月二十九日

提出者

商工委員長 佐藤 信一

電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律

(電気工事士法の一部改正)
第一条 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一般用電気工作物」の下に
「又は自家用電気工作物」を加え、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二項を加え
る。

第三項として、同条第一項の次に次の二項を加え
る。

2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第六十六条第二項に規定する自家用電気工作物(発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備(電気を使用するため、その使用の場所と同一の構内(発電所又は変電所の構内を除く。)に設置する電気工作物(同法第二条第七項に規定する電気工作物をいう。)の総合体をいう。)その他(通商産業省令で定めるものを除く。)をい

う。

第三項に次の二項を加える。

4 この法律において「電気工事士」とは、次条第一項に規定する第一種電気工事士及び同条第二項に規定する第二種電気工事士をいう。

第三条の見出しを「(電気工事士等)」に改め、同条中「電気工事士免状」を「第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状」に、「電気工事士」を「第一種電気工事士」に、「電気工事の」を「一般用電気工作物に係る電気工事の」に改め、同項第一号中「返納」の下に「又は次条第六項の規定による特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の返納」

同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第一種電気工事士免状の交付を受けている者(以下「第一種電気工事士」という。)でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事(第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。)の作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通常産業省令で定めるものを除く。)に従事してはならない。

第三条に次の二項を加える。

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち通常産業省令で定める特殊なもの(以下「特殊電気工事」という。)については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者(以下「特種電気工事資格者」といいう。)でなければ、その作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通常産業省令で定めるものを除く。)に従事してはならない。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち通常産業省令で定める簡易なもの(以下「簡易電気工事」という。)については、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者(以下「認定電気工事従事者」という。)は、その作業に従事することができる。

第五条に第一項として次の二項を加える。

2 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証

第六条に第一項として次の二項を加える。

3 特種電気工事資格者認定証は、通商産業大臣が交付する。

第七条に第一項として次の二項を加える。

2 特種電気工事資格者認定証は、特殊電気工事の種類ごとにを行うものとする。

3 特種電気工事資格者認定証は、通商産業省令で定めるところにより、当該特種電気工事資格者認定証に係る特殊電気工事について必要な知識及び技能を有していると通商産業大臣

臣が認定した者でなければ、その交付を受けなければならない。

4 認定電気工事従事者認定証は、通商産業省

令で定めるところにより、簡易電気工事について必要な知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

5 通商産業大臣は、前条第五項各号の一に該当する者に対しては、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付を行わないことができる。

6 通商産業大臣は、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者がこの法律又は電気用品取締法第二十九条第一項の規定に違反したときは、その特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の返納を命ずることができる。

7 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付、書換え及び返納に関する必要な事項は、通商産業省令で定める。

(第一種電気工事士の講習)

第四条の三 第一種電気工事士は、通商産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から五年以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の指定する者に行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降についても、同様とする。

第五条の見出し中「電気工事士」を「電気工事士等」に改め、同条第一項中「電気工事士」の下

に「、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を加え、「電気工事の」を「一般用電気工作物に係る電気工事の」に、「電気事業法」を「電気事業法」に改め、「技術基準」の下に「、自家用電

気工作物に係る電気工事の作業(第三条第一項

及び第三項の通商産業省令で定める作業を除く。)に従事するときは同法第七十四条第二項において準用する同法第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準」を加え、同条第二項中「電気工事士は」を「電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は」に、「電気工事の」を「前項の電気工事の」に改め、「電気工事士免状」の下に「、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証」を加える。

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「電

気工事士試験は、」を「第一種電気工事士試験は自家用電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能について、第二種電気工事士試験は」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

7 特種電気工事士試験は、第一種電気工事士試験は

自家用電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能について、第二種電気工事士試験は」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

8 第二種電気工事士試験は、第一種電気工事士試験の種類は、第一種電気工事

士試験及び第二種電気工事士試験とする。

9 第八条中「電気工事士」の下に「、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を、「第三十四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

10 第九条第一項中「電気工事士」の下に「、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を加え

る。

11 第十条第一項中「電気工事士免状」の下に「、特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事

従事者認定証」を加え、同条第二項中「通商産業

大臣が行う電気工事士試験を受けようとする者」の下に「又は特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の交付若しくは再交付若しくは書換えを受けようとする者」を加える。

12 第十二条の見出し中「審査請求」を「不服申立て」に改め、同条第一項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、「処分」の下に「又は第四条の二第六項の規定による通商産業大臣の処分」を加え、「審査請求が」を「審査請求又は異議申立てが」に改め、「審査請求人」の下に「又は異議申立て人」を加え、「行なわなければならぬ」を「行わなければならぬ」に改め、同条第三項中「審査請求人」の下に「又は異議申立て人」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)
13 第十二条の二 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることができる。

14 第十四条中「第二条」を「第三条第一項、第二項又は第三項」に改める。

15 第十六条第一号中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

16 二 正当な理由なく、第四条の二第六項の規定による命令に違反して特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を

返納しなかつた者

17 第十一条第一項中「電気工事士免状」の下に「、特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事

従事者認定証」を加え、同条第二項中「通商産業

部改正)
18 第二条 第二条 電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律の

(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のよう

に改正する。

目次中「登録」を「登録等」に改める。

第一条中「登録」を「登録等」に、「行なう」を「及

び自家用電気工作物」を加える。

第二条第一項中「一般用電気工作物(電気事業

法(昭和三十九年法律第百三十九号)第六十六条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。」を設

置し、又は変更する工事」を「電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第三項に規定する電気工事」に、「附隨して行なう工事及び電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第二項ただし書の政令で定める軽微な」を「付隨して行なう」に改め、同条第三項中「お

いて」の下に「登録電気工事業者」とは次条第一項又は第三項の登録を受けた者を、「通知電気工事業者」とは第十七条の二第一項の規定による通知をした者を、「を」を加え、「第三条第一項又は第三項の登録を受けた者」を「登録電気工事業者及び通知電気工事業者」に改め、同条第四項

を次のように改める。

4 この法律において「第一種電気工事士」とは電気工事士法第三条第一項に規定する第一種電気工事士を、「第二種電気工事士」とは同条

第二項に規定する第二種電気工事士をいう。

5 この法律において「一般用電気工作物」とは電気工事士法第二条第一項に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同

条第二項に規定する自家用電気工作物をい

「第二章 登録」を「第一章 登録等」に改め
る。

第三条第一項中「営もうとする者」の下に「(第十七条の二第一項に規定する者を除く。第三項において同じ。)」を、「区域内に営業所」の下に「(電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改める。

第四条第一項第二号中「場所」の下に「並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類」を加え、同項第四号中「及びその者」を「並びにその者」に改め、「電気工事士免状」の下に「種類及び」を加える。

第五条中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改める。

第六条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項若しくは第三項」に改め、同項第三号中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同項第四号中「第二十八条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八条から第十一条までの規定中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改める。

第十二条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「よこし」を「汚し」に改める。

第十三条から第十五条までの規定中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改める。

第十六条の見出し中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改め、同条中「電気工事業者」に関する登録電気工事業者登録簿を「登録電気工事業者登録簿」に改める。

第十七条中「電気工事業者」を「登録電気工事

業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等)

第十七条の二 自家用電気工作物に係る電気工事(以下「自家用電気工事」という。)のみに係る電気工事業を営もうとする者は、通商産業省を除く都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは、通商産業大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 通商産業大臣に前項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後一の都道府県の区域内にのみ営業所を有するこの都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつて引き続き電気工事業を営もうとする場合において都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

3 都道府県知事に第一項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後次の各号の一に該当して引き続き電気工事業を営もうとする場合において通商産業大臣又は都道府県知事に同項の規定による通知をしたときには、運営なく、その旨を

廃止して、他の一つの都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

4 第十条第一項の規定は第一項の規定による通知に係る事項に変更があつた場合に、第十一条の規定は通知電気工事業者が電気工事業を廃止した場合に準用する。この場合において、第十条第一項及び第十二条中「その登録をした」とあるのは「第十七条の二第一項の規定による通知をした」と、「届け出なければならない」とあるのは「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

(事業開始の延期等の勧告)

第十七条の三 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による通知があつた場合において、当該通知をした者が第六条第一項第一号から第五号までの二に該当する者であつて、その業務の適正な実施が確保されないおそれが明らかであると認めるときは、その者に対し、その事業を開始しようとする日の前日までに限り、事業の開始の延期その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

三 営業所が特定営業所となつたとき。

第二十条第一項中「電気工事による」を「一般用電気工事による」に、「電気工事の」を「一般用電気工事の」に、「行なわなければならぬ」を「行わなければならぬ」に改め、同条第二項中「電気工事の」を「一般用電気工事の」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十八条中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改め、「様式」の下に、「第七条の二第一項の規定による通知の手続」を、「その他登録」の下に「又は同項の規定による通知」を加える。

第十九条第一項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「営業所」を「一般用電気工作物に係る電気工事(以下「一般用電気工事」という。)の業務を行う営業所(以下この条において「特定営業所」という。)に、「その業務に係る電気工事(電気工事士法第三条第三項に規定

気工事)を「当該業務に係る一般用電気工事」に改め、「管理させるため」の下に「第一種電気工事士又は」を加え、「電気工事士免状」を「第二種電気工事士免状」に、「電気工事士であつて」を

「第一種電気工事士であつて」に改め、同条第二項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、「役員」の下に「第一種電気工事士又は」を加え、「電気工事士免状」を「第二種電気工事士免状」に、「電気工事士である」を「第二種電気工事士である」に、「営業所」を「特定営業所」に改め、同条第三項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「営業所」を「特定営業所」に改め、同条第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 営業所が特定営業所となつたとき。

第二十一条の見出し中「電気工事士」を「電気工事士等」に改め、同条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「電気工事士」を「第一種電気工事士又は第二種電気工事士」に、「電気工事の」を「一般用電気工事の」に、「行なわなければならぬ」を「行わなければならぬ」に改め、同条第二項中「電気工事の」を「一般用電気工事の」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条の見出し中「電気工事士」を「電気工事士等」に改め、同条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「電気工事士」を「第一種電気工事士又は第二種電気工事士」に、「電気工事の」を「一般用電気工事の」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

電気工事業者は、その業務に係り、第一種電気工事士でない者を自家用電気工事(特殊

電気工事(電気工事士法第三条第三項に規定

する特殊電気工事をいう。第三項において同じく、(一)の作業(同条第一項の通商産業省令で定める作業を除く。)に従事させてはならない。

る。
者の登録をした」を「登録電気工事業者の登録をした」と改め
し又は当該通知電気工事業者に係る第十七条の
二第一項の規定による通知を受けた」に改め

「又は第二項」を加え、「行なわなければならぬい」を「行わなければならない」に改める。

又は都道府県知事に第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者とみなしてこの法律を適用する。

第二十一條に次の二項を加える。

電気工事業者は、その業務に關し、特種電気工事資格者（電気工事士法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者をいう。）でない者を當該特殊電気工事の作業（同項の通商産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。

電気工事業者は、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者（電気工事士法第三条第四項に規定する認定電気工事従事者をいう。）を簡易電気工事（同項に規定する簡易電気工事をいう。）の作業に従事させることができある。

第二十一条の見出しが「（電気工事を請け負わせる」との制限」に改め、同条中「電気工事を」の下に「当該電気工事に係る電気工事業を営む」を加える。

第二十七条第一項中「電気工事業者が」を「登録電気工事業者又はこれらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が」に、「当該電気工事業者」を「当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者」に改め、同条第二項中「電気工事業者であつて」を「登録電気工事業者又は他の都道府県知事に第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者であつて」に、「行なう」を「行う」に、「当該電気工事業者」を「当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者」に改め、同条第三項中「電気工事業

「又は第二項」を加え、「行なわなければならぬ」を「行わなければならない」に改める。
第三十二条第一項第五号及び第六号中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改める。
第三十三条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者又はこれらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者」に改める。

又は都道府県知事に第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者とみなしてこの法律を適用する。

第三十六条第三号中「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十七条第一号中「第二十一条」を「第二十二条第一項、第二項又は第三項」に、「電気工事を」を「自家用電気工事の作業又は一般用電気工事」に改め、同条第一号中「電気工事業者でない者に」を「電気工事を」に改める。

第四十条第一号中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改め、同条第一号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第一項、同条第四項において準用する第十条第一項又は第三十四条第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第四十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第二項若しくは第三項又は同条第四項において準用する第十一条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の電気工事士法(以下「新電気工事士法」という。)第三条第一款(電気工事士法の一部改正に伴う経過措置)

項及び第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二年間は、適用しない。

第三条 第一条の規定による改正前の電気工事士法（以下「旧電気工事士法」という。）第四条第一項の規定により交付された電気工事士免状は、

新電気工事士法第四条第二項の規定により交付された第二種電気工事士免状とみなす。

第四条 旧電気工事士法第六条第一項に規定する電気工事士試験に合格した者は、新電気工事士法第六条第一項に規定する第二種電気工事士試験に合格した者とみなす。

第五条 旧電気工事士法第四条第二項第一号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者は、新電気工事士法第四条第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者とみなす。

第六条 旧電気工事士法第四条第一項の規定により電気工事士免状の交付を受けた後通商産業省令で定める電気に関する工事に関し三年以上の実務の経験を有する者又は当該電気に関する工事に關し十年以上の実務の経験を有する者であつて、施行日から起算して二年を経過する日までに、通商産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物（新電気工事士法第二条第二項に規定する自家用電気工作物をいう。以下同じ。）の保

安に関する講習を修了したものは、新電気工事士の登録を受けたものとみなされる。

十法第四条第三項第一号に該当する者とみなす。

第七条 旧電気工事士法の規定によつてした處

分、手続その他の行為は、新電気工事士法の相

当規定によつてした処分、手續その他の行為と

みなす。

（電気工事業の業務の適正化に関する法律の一

部改正に伴う経過措置）

第八条 第二条の規定による改正後の電気工事業

の業務の適正化に関する法律（以下「新電気工事業法」という。）第二十一条第一項及び第三項の規定は、施行日から二年間は、適用しない。

第九条 この法律の施行の際現に第二条の規定に

による改正前の電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「旧電気工事業法」という。）第三条第一項又は第三項の登録を受けている者は、新電気工事業法第四条第一項第二号の電気工事の種類は一般用電気工作物（新電気工事業法第二条第五項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。）に係る電気工事（同条第一項に規定する電気工事をいう。以下同じ。）である旨及び

新電気工事業法第四条第一項第四号の電気工事士免状の種類は第二種電気工事士免状（新電気工事士法第四条第一項に規定する第二種電気工事士免状をいう。）である旨の新電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けたものとみなす。

第十条 この法律の施行の際現に旧電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けたものとみなす。

一項又は第三項の登録を受けたものとみなす。

旧電気工事業法の規定による電気工事業者登

録簿は、新電気工事業法の規定による登録電氣

工事業者登録簿とみなす。

第十一条 この法律の施行の際現に旧電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けている者

下「自家用電気工事」という。）に係る電気工事業

（新電気工事業法第二条第二項に規定する電気工事業をいう。以下同じ。）を行なう営業所（新電

気工事業法第三条第一項に規定する営業所をい

う。以下同じ。）を有しているもの（次条第一項に規定する者を除く。）については、新電気工事

業法第四条第一項第二号に掲げる事項に変更があつたものとみなして新電気工事業法第十条第一項の規定を適用する。この場合において、同一項目中「変更の日から三十日以内」とあるのは、「電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第百四号）」の施行の日から六月以内」とす

る。

第十二条 この法律の施行の際現に自家用電気工事のみに係る電気工事業を営んでいた者は（建設業法昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者（次条において「建設業者」という。）であつて当該電気工事業を営んでいたもの

のを除く。）は、施行日から六月間は、新電気工

事業法第十七条の二第一項の規定による通知を

しないでも、引き続きその電気工事業を営むこ

とができる。

第十三条 この法律の施行の際現に旧電気工事業法第三条第一項又は第三項の都道府県知事の登録を受けている者であつて自家用電気工事のみに係る電気工事業を行なう営業所を当該都道府県以外の都道府県の区域内に有しているものは、

施行日から六月間は、新電気工事業法第三条第一項の登録を受けたものとみなされる。

前項又は第三項の登録を受けたものとみなされる者に係る同条第二項の規定の適用については、

その者が旧電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けた日に新電気工事業法第三条第一項の登録を受けたものとみなされる。

前項の規定により新電気工事業法第三条第一

項又は第三項の登録を受けたものとみなされる

者の登録を受けたものとみなされる。

までの間も、同様とする。

前項の規定により同項に規定する者が引き続

き電気工事業を営むことができる間は、その者

に係る旧電気工事業法第三条第一項又は第三項の都道府県知事の登録は、なおその効力を有す

る。

第一項に規定する者が新電気工事業法第三条第一項の通商産業大臣の登録を受けたときは、そ

の者に係る従前の都道府県知事の登録は、そ

の効力を失う。

第一項に規定する者は、新電気工事業法第三条第一項の通商産業大臣の登録を受けたとき

は、遅滞なく、その旨を従前の登録をした都道

府県知事に届け出なければならない。

第一項に規定する建設業者（次条において「建設

業者」という。）であつて当該電気工事業を営んでいたもの

のを除く。）は、施行日から六月間は、新電気工

事業法第十七条の二第一項の規定による通知を

しないでも、引き続きその電気工事業を営むこ

とができる。

前項に規定する者は、通商産業省令で定める

ところにより、同項に規定する期間内に、二以

上の都道府県の区域内に営業所を設置してその

事業を営んでいるときは当該営業所の所在地を

管轄する都道府県知事にその旨を通知しなけれ

ばならない。

前項の通知をした者は、新電気工事業法第十

昭和六十二年七月三十日 衆議院会議録第八号

電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

一七八

七条の二第一項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事に通知をした者とみなす。

第十三条 この法律の施行の際現に旧電気工事業法第三十四条第三項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事に届出をした建設業者であつて自家用電気工事に係る電気工事業を行う営業所を有しているものは、通商産業省令で定めるところにより、施行日から六月以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際現に自家用電気工事のみに係る電気工事業を営んでいる建設業者は、通商産業省令で定めるところにより、施行日から

六月以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府

県知事に通知しなければならない。

第十四条 旧電気工事業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新電気工事業法の相当規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、一二万円以下の罰金に処する。

一 附則第十二条第二項又は附則第十三条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二 附則第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第十六条 附則第十一條第四項の規定による届出

をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

(電気用品取締法の一部改正)

第十七条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「又は電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第三条に規定する電気工事士」を、電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者」に改める。

理由

近年建物等における電気設備の大型化等に伴い、自家用電気工作物に係る電気工事の作業に起因する停電等の事故の発生が増加している現状にかんがみ、その作業段階での保安を抜本的に強化して事故の未然防止を図るため、新たに自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事する第一種電気工事士、特種電気工事資格者等の資格を定めるとともに、自家用電気工作物に係る電気工事業者を管む者についても、登録又は通知の制度を実施し、及び必要な規制を及ぼす等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。